



2025年冬の対市交渉(12/4) 多忙化、教員不足、職場の声、要求を市教委に 来年度市費講師(ダブルカウント)現時点で30数名募集の状態

枚方教組は12月4日(木)に市教委と2025年冬冬の対市交渉を行い、夏に提出した要求書への回答を受け取るとともに、職場の声を届けるとともに、重点要求についての交渉を行いました。

(総合教育部) 空調、教室不足、遊具更新、遠足等のバス代支援、トイレ清掃

例年予算内で順次対応ではなく、特別の事業、予算を確保して対応を

前半の総合教育部交渉では、

施設・設備面で職場からの要求で、エアコンのない教室にも設置してほしい、暑さ対策からもウォーターサーバーを設置してほしい、プールのろ過装置を新型に付け替えをなどの要望が出され、更衣室の確保や支援教室などの不足から教室確保の要望も出されました。

市教委からは、空調については増設の希望をヒヤリングして取り組んでいること、ろ過装置の移設は、適合を判断して可能であれば対応していくこと、ウォーターサーバーは状況注視しながら、何が暑さ対策に適切か検討していくとしています。教室確保については、増設などは財政面から難しい、基準示し優先的に確保する教室示しているとしています。

予算面の要望では、職場から、トイレ清掃の業者委託の要望、学校負担軽減の徴収金の公会計化、高騰する遠足、修学旅行のバス代支援の要望が出されました。

市教委からは、乾式トイレの維持から専門業者の対応の課題は認識している、情報収集・研究をしている。バス代支援については学校教育部とも情報共有していく。徴収金の公会計化は利便性、柔軟性の点から公会計化の方針はない、との回答が示されました。

これを受けて、**執行部からは**、施設設備を毎年の修繕費の中で順次対応しているだけでは、いつになるかわからない。別枠の予算確保して対応を。トイレ清掃の業者委託、徴収金の公会計化は文科省も指針出し、府下の他市でも取り組み進んでいる、市教委として対応すべき。バス代支援も近隣市で一部支援の動きも出ている。として市教委に対応を求めました。

(学校教育部) 教員不足、部活動への対応を、研究指定、研究授業の見直し、 スタンダード:子どもの実態、教材に応じた授業を

後半の学校教育部関係の交渉では、職場から切実な課題となっている教員不足への対応、多忙化解消を求める声が出されました。

「慣例や伝統的な考えにとらわれることなく、業務の精選」

市教委からも、確保できていないことは申し訳ない、考えられる手立てをとっているが今後も様々な取り組み進め確保に当たりたい。来年度の市費のダブルカウント講師、12/1時点で30数名追加募集をかけている。長時間多忙化については、国の3分類をもとに、慣例にとらわれることなく業務の精選に取り組むと、市長含めた総合教育会議でも確認している。と回答が示されました。

「スタンダード」、教材、子どもに応じて取り組むもの、一斉授業も否定でなく、必要と考えている。また職場から、枚方スタンダード、研究授業にかかわり、職場から学校や先生の授業が縛られないか。研究授業などでも、形だけになる傾向も懸念。一斉授業も個別最適も单元、教材、子どもに応じていいところを生かしていけるようにしてほしい、と要望が出されました。

市教委からは、教材、子どもに応じて取り組むようにしているもの。一斉授業を否定するものではなく、一斉授業も必要と考えている。研究授業、校内研究は、各学校指導力向上のために取り組むもの、子どもの実態に応じて、指導要領を踏まえて取り組むもの。という考えが示されました。

部活動 管理運営団体指導員を1校、部活動指導員を3校に配置

検討、検証が続く、いつまでにどうするかを明確に

また中学校の職場から、特に要望の強い部活動について、専門外の顧問に大変な苦勞する先生沢山いる。枚方(市教委)の取り組み現場に見えてこない、何とかしてほしい。指導員くれば大変助かる、まず拡充を、という声が出されました。

市教委からは、いくつかの方法を試行実施。(民間の)運営団体管理指導員派遣を招堤北中に、部活動指導員を楠葉、一中、津田中に3名派遣している。中体連、各種団体の試合等の在り方で負担軽減については、各団体で実施するもの。市教委として検討するものではないとしています。

執行部からは、令和3年以来、検討、検証が続いてきている。いつまでにどうするかを明確にすべきと対応を求めました。

「8時間超の業務で15分自動的に休憩プラス」システム、集計見直すべきでは？

そのほかに、市教委から、不登校支援員を拡充し令和6年に新規不登校数が減少に転じた。今年度は全小学校に支援員を配置した。通知表は、市教委で方針示すものではなく各学校で適切に実施するものと考えている。などの回答が示されています。

執行部からは、休憩時間とれていない声が多いため調査して、出退勤システムに反映すべき、5時以降、8時間越え業務を続けると自動的に15分休憩時間をとったことになり、その分、時間外の時間が少なくなっている点も実態と食い違い、システムの見直しを求めるとしました。

さらに、**執行部からは**、音楽会について欠員で大変な学校も参加しているが、欠員の学校は出場しなくてもよいと明確にすべきではないか。25年も続く音楽会、学校活性化の校内研究の在り方は「慣例や伝統的な考えに基づく取り組み」ではないのかと対応を求めました。

組合として、引き続き職場要求実現に取り組んでいきます。

12/1総合教育会議(市長・教育委員)「働き方改革推進プラン策定に向けて」 「慣例や伝統的な考えにとらわれることなく業務の精選が必要」

12/1には市長と教育委員とで協議する総合教育会議が開催され、改定給特法にもとづく、「働き方改革推進プラン策定に向けて」方向性が話し合われました。今後専門家の意見聴取、議会の委員協議会を経て、プラン策定、総合教育会議に報告するとしています。

会議では教育委員から、市教委の業務改善の取り組みで時間外の時間数が20%減少していることなどを評価したうえで、「数字に表れない実態があることに目を向ける必要」「保護者の立場からも、先生が抱え込みすぎており、本来業務、子どもに向き合うことに力を。」「心のゆとり、自己研鑽が必要、時間外の目標クリアだけでなく、3分類による見直しが必要」などの意見が出され、市長、教育委員ともども、「慣例や伝統的な考えにとらわれることなく業務の精選が必要」と意見が出されて確認されていました。

8時間越えで自動的に15分の休憩時間取得に？ 文科省が示す内容と食い違い？

対市交渉でも、休憩時間で「いわゆる昼休憩45分」以外に、5時以降の8時間超えの業務で、さらに15分の休憩を自動的にとったことに処理されている点で、委員会と組合との意見の違いが明らかになりました。

文科省 時間外の仕事「勤務時間」ではない、休憩は取っている前提

独自の基準「時間外在校等時間」で把握＝「(出勤～退勤)－休憩時間(45分)」

文科省は、給特法で、教員は残業代。時間外勤務の法規制の対象とされない、時間外の仕事は「勤務時間ではない」と明言しています。一方で、実態把握、時間外の上限を示すため、時間外の労働時間を「時間外在校等時間」として把握するとしています。

「時間外在校等時間」は、「(出勤～退勤)－休憩時間(45分)」として集計、把握するとしています。(休憩時間は確保できている前提としている)

枚方の出退勤システムでは、休憩時間はシステム上で、自動的にとっていることと処理され、集計では、業務をしていても働いていない時間と処理されています。

8時間超える業務で、自動で15分の(追加)休憩とっていることに？

市教委 労基法で、5時以降も勤務で合計8時間超えれば、休憩時間を15分与える必要がある。

文科省 時間外勤務命令なければ、8時間超えても15分の休憩与えることにはならない。(給特法で、時間外・残業手当の法律は適用されないことから)

さらに、今回食い違いが浮かび上がっているのは、「いわゆる昼休憩45分」以外に、(5時以降も含め)8時間越えて仕事をした場合、さらに15分の休憩を取っているものと処理されている点です。

文科省は命令のない時間外の仕事は、「勤務時間ではない」「8時間越えても15分与えることにはならない」としています。文科省がガイドラインのQ&Aで示す上記の内容と、市教委が主張する内容が違ってくるのではないかと言う点です。

適用除外のはずの労働法の規定を適用？

この点について、組合でも、教員は残業代、残業時間の規定の適用が適用されないことになっている。適用されない規定にある「15分の休憩」をとっていることにするのはおかしいのではないかと指摘しています。

そもそも、8時間超える業務の場合に、15分の休憩があることすらほとんどの教員は知らされていません。15分の休憩時間の指定や休憩の指示もあまり聞かれないのではないのでしょうか。

月で約5時間分の時間外の集計時間が少なくなっている？

「いわゆる昼休憩45分」も自動的に「集計から除く」という点も、教職員の勤務の実態、実感から、納得できるものではないといえます。さらに、市教委の出退勤システムの集計で、文科省も、残業命令なしに与えるものではないとする15分の休憩時間までもが自動的に、時間外の在校時間から除かれている点は、教職員にとって見過ごすことはできません。

実態を把握できるシステムを そもそも休憩が取れるよう業務の見直し・削減を

文科省は、給特法改定に際し、勤務状況のせつやかな把握を強調し、休憩時間、休日について法令を守るよう教育委員会に求めています。そのために、休憩時間、持ち帰り業務ふくめ、実態を把握できるようにし出退勤システムの見直しが必要です。また、その根本として、休憩が取れるように、業務の見直し削減に、市教委として抜本的に取り組むことが求められます。

差額支給(府費教職員)12/26

45歳以上約14万円、初任者約20万円(給料分だけで)

大教組、枚方教組も加わる府労組連の交渉で、府当局が、給与、一時金の引き上げを明らかにしました。給与、一時金の引き上げは今年の4月にさかのぼって実施されるため、これまでの引き上げ分について、別途差額支給として、12/26に支給されることとなります。

これらは、府の人事委員会が民間企業の給与などを細かく調査、比較したうえで、民間より教職員が低くなっている分を引き上げるとしているものです。

市費教職員の差額支給日はまだ確定していませんが、例年では1月給与支給日以降に行われています。

給料月額UPと差額支給額		
	月給料UP	差額(目安)
教員初任者	12,100円	21万円
行政職初任者	11,000円	18万円
45歳以上	一律6,500円	14万円

給料月額で試算、調整費等さらに加わることとなります。

もっと多くの教職員が組合加入することで、もっと大きな成果につながります。

今回の引き上げは、今までに比べて中高年層も引き上げる点では、重要な成果です。しかし、教員不足・働かさ放題の勤務実態や、異常な物価高騰、社会保障負担増からは、まだ大きな開きがあります。

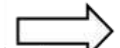
現場の働き方改革もふくめて、もっと多くの教職員が組合に加わることで、さらに要求を実現させることができます。

重要な情報を教職員に広げ、委員会にも現場の実情、要求に基づいて、積極的に交渉、折衝を枚方教師は取り組んでいます。

ぜひ、皆さんも全教・枚方教組に加わり、力を合わせて、声を上げていきましょう。



枚方教組紹介パンフレット QRコード



枚方教組紹介加入申し込み QRコード

12/7 守れ！平和・くらし 輝け！憲法・民主主義 緊急枚方市民集会 平和と暮らし壊す大軍拡NO！岡東中央公園に130人

枚方教組も加わる枚方革新懇と集会実行委員会が、12月7日(日)に岡東中央公園広場において、緊急平和集会を開催。130人の市民が参加して、高市首相の異常な軍拡や、アメリカの戦争に積極的に参加する体制づくり、さらには日中の緊張させた、台湾有事発言などに、市民からNOの声を上げました。

また、この軍拡の一環として、トマホークなど敵基地攻撃の長距離ミサイル保管のための、京都祝園弾薬庫の拡張の問題も大きく取り上げました。

かつて、日中戦争のさなかに枚方の禁野火薬庫が大爆発して、枚方に大きな被害を及ぼしました。祝園弾薬庫が爆発すれば、枚方市東部、交野市全域に大きな被害が及ぶとされます。

平和憲法のもとで、異常な防衛費の膨張で増税、国民経済圧迫、財政破綻になりかねない政策、日本がアメリカの戦略に従い積極的に武力行使するような政治の転換を参加者が強く求めています。

